

第2次嘉島町特定事業主行動計画

令和3年3月31日
嘉島町長
嘉島町議会議長
嘉島町教育委員会
嘉島町選挙管理委員会
嘉島町代表監査委員
嘉島町農業委員会

嘉島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、嘉島町長、嘉島町議会議長、嘉島町教育委員会、嘉島町選挙管理委員会、嘉島町代表監査委員及び嘉島町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、男女共同参画推進会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会、町代表監査委員及び町農業委員会事務局において、総合的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、教育委員会事務局、町選挙管理委員会、町代表監査委員及び町農業委員会事務局において、総合的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大

資料 3

きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 : 令和 7 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和 2 年度の実績（5. 9 %）より 4 %以上引き上げ、1 0 %以上にする。
- 2 : 令和 7 年度までに、配偶者出産休暇を取得する男性職員の割合を、令和 2 年度の実績（6 6. 7 %）より 1 3 %以上引き上げ 8 0 %以上にし、また、育児参加のための休暇を取得する男性職員の割合を、令和 2 年度の実績（0 %）より 2 0 %引き上げ 2 0 %以上にする。
- 3 : 令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を、令和 2 年度の実績（1 2. 5 %）より 2 %以上引き上げ、1 5 %以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会、町代表監査委員及び町農業委員会事務局において、総合的に女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1 : 令和 3 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- 2 : 令和 3 年度より、組織として、男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- 3 : 令和 3 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、人事担当部局と面談する機会を設け、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行う。
- 4 : 令和 3 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰が可能となるよう所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

(以上)